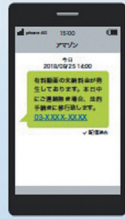
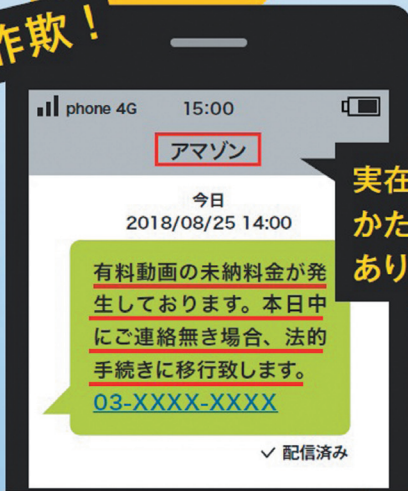


それ、詐欺かもしれません！

メール ショートメッセージサービス (SMS) による 架空請求



詐欺！



実在の事業者をかたる場合があります。

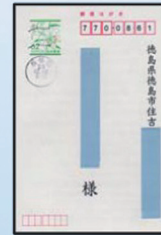
(例) アマゾン
ヤフーサポートセンター
DMM 相談窓口 など
※実在する企業とは無関係です。

メールやハガキに記載の電話番号に

連絡をする前に！

支払をする前に！

ハガキ による 架空請求



詐欺！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面でのご連絡が可能な「匿名」保護のため、ご本人様からご連絡
※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

公的機関に類似した差出人

(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
民間訴訟告知センター
国民訴訟お客様センター
全国紛争相談センター など
※いずれも国の組織として存在しないものです。

まずは♡消費者ホットライン

い や や
局番なし **188** で確認しよう！



消費者ホットライン 188
イメージキャラクター「イヤヤン」

最寄りの消費生活センター等につながり、専門の消費生活相談員が助言します。

出典:消費者庁ウェブサイト [HP http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/)



尾道市消費生活センター(尾道市市民会館2階商工課内 ☎0848-37-4848)